

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 554

平成22年 2月22日(月曜日)

## 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

## 甘言? ネット副業にご用心 国民生活センター、注意促す

国民生活センターが、ネット副業への相談が急増しているため、利用者に注意を促している。最近特に相談が多かったのが、**アフィリエイト**や**ドロップシッピング**といった商法。ちょうど不況やリストラが家計を直撃した時期に重なり、少しでも収入増を図ろうと、業者の謳い文句に惹かれてネット副業に手を染めた人が「話が違うぞ!」と駆け込んでいるようだ。

アフィリエイトなどへの苦情は、3~4年前までは年間200件にも満たなかったのが08年379件、09年400件(11月時点)と急増した。相談者の約9割が20~40代と若いのが特徴で、業者と契約に当たって100万円以上支払った人が2割近くいるという。静岡県の2人の女性は損害賠償請求の訴訟を起こした。勝訴しても相手業者が行方不明で泣き寝入りするケースもある。

悪質な業者のセールス口調は「誰でも簡単にできる」「利益は月30万円以上」「わずか30分の作業で一定収入が確保できる」など、甘言でくすぐる。それが虚偽なら特定商取引法違反の可能性もある。さらに契約料として高額なウェブサイト作成費、教材費、サポート料金等を取ると、内職商法の一つと見なされる。

同センターは「うまい話に乗らないこと、納得するまで説明を受けること」と忠告する。ネットの向こう側は、あくまで人間が介在するアナログの世界であるものの、そこにウェブ(蜘蛛の巣)がないとは限らないからご用心。

## 家事消費した棚卸資産の消費税 販売価額の50%相当額が課税売上

棚卸資産を家事消費した場合、所得税基本通達の取扱いによると、通常の販売価格の70%相当額(仕入価額以上)を記帳の上、同額を事業所得の計算上総収入金額に算入し、所得税の確定申告をしなければならないこととされている。

ここで、消費税の取扱いに注意しなければならない。多くの人が、消費税においても所得税と同様に、その70%相当額を課税売上としなければならないと考えているようだが、それは誤解である。

消費税法基本通達39-2《自家消費等における対価》においては、棚卸資産を家事消費した場合、通常の販売価額の50%相当額かつ仕入価額以上の金額を課税売上として消費税の確定申告をすることを認めている。

そして、この取扱いは、家事消費として記帳した金額及び家事消費の事業所得の収入計上額になんら影響されることなく適用されるもの、と定められている。

したがって、棚卸資産を自家消費した場合は、所得税において、通常の販売価額の70%相当額(仕入価額以上)を事業所得の計算上総収入金額に算入する。そして消費税において、通常の販売価額の50%相当額かつ仕入価額以上の金額を課税売上とし、それぞれを確定申告することができるのである。

所得税は70%相当額だから、消費税も同様と一見考えがちだが、20%多く課税売上としているケースが多いとのこと。留意したい。

## 今週のキーワード

アフィリエイト、ドロップシッピング

アフィリエイトは、自分のホームページやブログに提携業者の商品広告を出し、そのサイトを見たり、買った人数に比例して紹介料を得る(成果報酬型広告)。ドロップシッピングは、在庫を持たずに自分のサイトで商品販売する。商品の卸価格と販売価格の差額が利益。商品発送は提携業者が代行する。両者とも自分で商品を選択するが、前者はそのサイトが広告か記事を判別しづらい。後者は問い合わせ等に対処しにくい。共に利益率は薄く、サイト開設は仲介業者。